

(刑 法)

---

次の（設例）を読んで、XおよびYの罪責について論じなさい（ただし、特別法違反の点を除く。）。（配点：100点）

（設例）

X（男性、38歳、身長165センチメートル、体重55キログラム）は、X所有の土地を時価相当額の50.0万円で友人のA（男性、35歳、身長178センチメートル、体重75キログラム）に売却する旨の売買契約を締結し、代金全額をAから受け取った。Yは、そのことを知り、Aにその土地を売ってくれるよう頼んだが、断られた。登記上、その土地の所有名義がXのままになっていたことから、Yは、これを利用してその土地を購入し、転売して利益を得ようと考え、Xに対し、その土地を売ってくれるよう頼んだ。Xは、「この土地は、Aに売ったものだから、Yには売れない。それに、短気なAを怒らせたくない。」と答えた。しかし、Yは、何度もXのところに通い、「Aとの間でトラブルになるようなことはないし、もしトラブルになったとしても、自分が解決するから、Xには迷惑をかけない。」などと述べ、その土地を売ってくれるよう執拗にXに働きかけた。Xは、遂にこれを承諾し、250万円でYに売却し、その旨の所有権移転登記も完了させた。

このことを知ったAは、腹を立て、XおよびYそれぞれに電話をかけ、抗議した上、すぐにA宅に来て事情を説明するよう求めた。Yは、電話の様子から、AがXやYに暴行を加えてくるに違いないと思ったが、Xがそれに反撃してAを痛めつければ好都合であると考え、Xの反撃を期待し、Xに対し、「Aが攻撃してくるかもしれないが、そのときはこれで反撃しろ。俺も加勢する。」と指示し、Xに木刀を渡した。Xは、「友人のAが自分を攻撃してくることはないだろう。」と思いながらも、Yから上記木刀を受け取った。

Xは、Yと共にA宅に赴き、A宅前でYから「まずは、友人のXがAと話した方がいい。」と言われ、Aと話し合うために一人でA宅に入ったところ、いきなりAから襟首をつかまれて引きずり回された上、殴る蹴るなどの暴行を受けた。Xに対するAの暴行は更に続いたが、Xは、素手ではAの攻撃を防ぎきれなかった上に、YがA宅の中に入ろうとせず、Yの加勢も得られなかったことから、自分の身を守るために、Yの上記指示を思い出し、その指示どおりに上記木刀でAの腕を殴打し、Aに全治1週間を要する打撲傷を負わせた。